

## 評価調査結果要約表

<b>1. 案件の概要</b>	
国名：ボツワナ共和国・ナミビア共和国	案件名：mammoth/Trans・カラハリ国境OSBP導入プロジェクト
分野：財政・金融	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部 行財政・金融課	協力金額（評価時点）：8,700万円
協力期間	(R/D)：2010年9月3日（ボツワナ）、2011年9月7日（ナミビア）
	2010年10月21日～2013年10月20日（ボツワナ）
	2011年9月7日～2013年10月20日（ナミビア）
	先方関係機関：ボツワナ統一歳入庁（BURS） ナミビア財務省関税局（NCE）
	日本側協力機関：財務省関税局
	他の関連協力：
<p><b>1-1 協力の背景と概要</b></p> <p>南部アフリカ3カ国を横断するトランス・カラハリ回廊（TKC）は、西はナミビア共和国（以下、ナミビア）のウォルビス・ベイ港から始まり、南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）のヨハネスブルグまでをつなぎ、北米・欧州と南部アフリカ地域をより短時間・短距離で結ぶルートとして、近年注目されている。古くから南部アフリカ地域における交易の拠点として利用されてきた南アフリカの東側にあるダーバン港は常時過密状態にあるため、物資が同港を経由するよりも、ウォルビス・ベイ港とTKCを経由してナミビアとボツワナ共和国（以下、ボツワナ）に入る方が経済的であるからである。そのため、ボツワナとナミビアにとってはTKCを経由したウォルビス・ベイ港の利用価値は高く、現在、ウォルビス・ベイ港の拡張計画が進められている。</p> <p>ウォルビス・ベイ港のキャパシティが増大することにより、TKCの交通量（2007年～2008年の1年間で、商業貨物車は1万8,043台）は毎年少なくとも14%程度ずつ増加（2008年比）すると見込まれており、物流の確保・促進のためには国境における通関手続きを、より効率的・円滑に行う必要がある。そのため、TKC関係国であるボツワナ、ナミビア、南アフリカの各国政府はTKC上の国境（ボツワナとナミビア国境のmammoth/Trans・カラハリ、ボツワナと南アフリカ国境のパイオニア・ゲート）に輸出入双方の手続きについて一度に国境通関手続きを行えるようにするワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）を導入することを合意している。</p> <p>その枠組みの中でボツワナ政府は、mammoth/Trans・カラハリ国境施設のOSBP化をナミビア政府と2005年に合意しており、同国境のOSBP化をモデルケースとして、他の周辺国境に順次適用する方針である。しかし、ボツワナ・ナミビアを含め、南部アフリカ地域においてOSBP導入の実績と経験がなかったことから、ボツワナ、ナミビア両政府はわが国に対してOSBP導入に係る支援を要請してきた。</p> <p>これを受けて、国際協力機構（JICA）はボツワナ及びナミビアの両関税局をカウンターパート（C/P）機関として、「mammoth/Trans・カラハリ国境OSBP導入プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を2010年10月より2013年10月までの3年間の予定で実施中である（なお、ナミビアは2011年9月から正式に本プロジェクトに参加している）。</p> <p>今回、本プロジェクト期間の半分が経過したため、本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認するために、中間レビューを実施した。</p>	

## 1-2 協力内容

### (1) 上位目標

マムノトランス・カラハリ国境施設に、OSBPが導入され適切に運用される。

### (2) プロジェクト目標

OSBPをシステムとして適切に運用できるように、ボツワナ、ナミビアの税関組織と通関業者協会の能力が向上する。

### (3) 成果

- 1) マムノトランス・カラハリ国境施設のためのOSBP業務モデルが開発され、通関業者協会と共有される。
- 2) 関係する税関職員と通関業者協会がOSBPを適切に運営するための知識を習得する。
- 3) 税関業務に必要な技術分野と運営制度を適切に実施するための税関職員の能力が向上する。

### (4) 投入（評価時点）

日本側：総投入額	9,000万円		
長期専門家派遣	2名	機材供与	約3,300万円
短期専門家派遣	2名	ローカルコスト負担	約600万円
研修員受入れ	12名		
第三国研修（タイ）	6名		

相手国側（ボツワナ、ナミビア）：  
C/P配置  
（プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネジャー、その他C/P）  
土地・施設提供

## 2. 評価調査団の概要

調査者	総括：辻 一人 JICA産業開発・公共政策部 技術審議役 協力企画：辻 研介 JICA産業開発・公共政策部 行財政・金融課 主任調査役 評価分析：泉井 明子 JICA産業開発・公共政策部 行財政・金融課 税関行政：馬場 義郎 財務省関税局 関税課 国際協力専門官	
調査期間	2012年3月3日～2012年3月11日	評価種類：中間レビュー

## 3. 評価結果の概要

### 3-1 実績の確認

#### (1) 成果の達成度

【成果1：マムノトランス・カラハリ国境施設のためのOSBP業務モデルが開発され、通関業者協会と共有される。】

OSBP業務モデルとして、2008年に米国国際開発庁（USAID）の支援により実施された実施可能性調査（F/S）に基づくフローチャートがプロジェクト専門家より提案された。両国政府は2012年3月末までにこのフローチャートに係るステークホルダーとの協議・合意形成を完了する予定である。

【成果2：関係する税関職員と通関業者協会がOSBPを適切に運営するための知識を習得する。】

パイロット実施計画に代えて業務実施ガイドラインの整備に注力する必要がある。本ガ

イドラインの整備にあたっては、OSBP法の制定、OSBPに係る二国間合意、その他OSBP導入に係る通関等手続き見直しの決定が必要となる。

機材供与は進展中である。

【成果3：税関業務に必要な技術分野と運営制度を適切に実施するための税関職員の能力が向上する。】

プロジェクトは、税関業務に関する現況ベースライン調査の一環として通関所要時間調査を実施した。

本調査及びニーズヒアリングを踏まえ、税関リスクマネジメント及び、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）分類に係るトレーニングが実施された。

#### (2) プロジェクト目標の達成見込み

計画どおりにフローチャート、ガイドラインの整備、能力向上に係る活動が遂行されればプロジェクト目標の達成は可能であるが、OSBP法の制定、二国間合意、その他OSBP導入に係る通関等手続き見直しの決定に依存する。

### 3-2 評価結果の要約

#### (1) 妥当性

以下の点により妥当性は引き続き高い。

- ・ マムノ/トランス・カラハリ国境におけるOSBP導入は、域内の経済統合の一環として引き続き両国政府にとって重要性が高い。
- ・ 本プロジェクトは、わが国の援助方針（回廊整備、貿易促進）とアフリカ開発会議（TICAD）IVにおけるわが国のコミットメントに合致する。
- ・ 本プロジェクトは、BURS及びNCEの、OSBPを適切に運用するために必要な税関行政面の能力向上に係るニーズに合致する。

#### (2) 有効性

設定されているプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）上の3つの成果は引き続きプロジェクト目標の達成に貢献するものとして妥当である。

しかしながら、有効性を高めるためには、OSBP法の制定、二国間合意及び他の政府関係機関の十分な協力、といった外部条件が満たされる必要がある。

#### (3) 効率性

プロジェクト専門家がC/P機関の意思決定権者と密接なコンタクトを維持することが困難であったことが効率性を妨げる要因となった。効率性を高めるため、プロジェクトの残り期間においてはプロジェクト専門家を含む関係者がより密接なコミュニケーションを確保し続けることが望まれる。

機材は現場のニーズを踏まえ、タイムリーに供与された、あるいはされる予定である。

#### (4) インパクト

PDMにて設定された外部条件が満たされれば、プロジェクト目標の達成は上位目標の達成に貢献すると期待される。マムノ/トランス・カラハリ国境におけるOSBP導入の成功は、域内の他の国境におけるOSBP導入の良いモデルとなり得る。

#### (5) 自立発展性

PDMにて設定された外部条件が満たされれば、プロジェクト目標で達成された事項は維持される。

### 3-3 結論

今回は、中間レビューの機会をとらえ、JICA調査団が仲介する形で、C/P機関の責任者である両国関税局長出席の下、BURS、NCEが4日間にわたり議論する機会とした。協議2日目にはBURS、NCEだけでOSBP推進に向け両者で決定すべき事項やプロジェクトに期待する事項を議論する等〔その結果は協議議事録（M/M）のAnnex3-1として添付〕、C/Pの意識向上と活動促進の良ききっかけとなった。

これまでのプロジェクトの進捗は芳しくないが、一連の協議を経て、残り1年半でのプロジェクト目標達成に向けて取り組むべき活動やそれぞれの責任分担の明確化ができた。

今後所期の成果、プロジェクト目標、上位目標を達成するためには、以下3-4の提言、修正後のPDMやプロジェクト活動計画（PO）に基づき、BURS、NCE、プロジェクト専門家ほか関係者の更なる努力が求められる。

### 3-4 提言

(1) 中間レビューを通じて、残り期間でプロジェクト目標を達成するために取り組むべき事項として、以下を提言・協議し合意した。

- ・ボツワナ・ナミビア両政府は2012年5月に第2回二国間交渉を実施する。
- ・ボツワナはOSBP法を7月の国会にて審議する。ナミビアはそれに遅れることのないよう、NCEが関係機関と調整する。
- ・ボツワナ・ナミビア両政府は彼らの責任事項として国境におけるOSBP施設の改修を行う。JICAは、必要な人材育成及び機材供与に係る予算を手配する。
- ・OSBP導入に係るステークホルダーは、主要な政府関係機関及び民間セクターを含む。また、合同調整委員会/地域合同調整委員会のメンバーとして入国管理局、公安、検疫、道路局、運輸局等の主要な政府関係機関を含む。JICAはプロジェクト活動範囲にこれらステークホルダーを含める。両税関にとどまらない事項については、プロジェクトは各国財務省に連絡し、財務省が責任をもって関係するステークホルダーとの連絡調整を行う。
- ・BURSとNCEはOSBP導入において協議すべき事項及びタイムラインについて合意し、これに関しプロジェクト専門家からもOSBP導入に係る検討事項が提案された。これらに取り組むためBURSとNCEは専門の技術チームを組成する。両国で合意した事項については、速やかにプロジェクト専門家と共有し、ガイドラインに反映させる。
- ・C/P側実施体制について、意思決定にかかわるスタッフはC/P機関の予算により手配される必要があるが、プロジェクト実施促進にあたりJICAとC/P機関が管理、手続き等を記載した仕様書（TOR）に合意する限りにおいてlocal expertsの起用が検討できる。
- ・トレーニングについては、BURS・NCEが改めてニーズを整理したうえで、2012年3月末までにプロジェクト専門家に対して要請する。また、OSBP業務の流れをイメージし、今後の検討・活動を円滑にするため周辺事例の視察を当該トレーニングの一環として取り入れる。
- ・BURSとNCEはプロジェクト専門家が作成したOSBPのフローチャートについて、それぞれのステークホルダーとの合意形成を2012年3月末までに終了する。
- ・BURSとNCEはOSBP法、二国間合意文書案及びその他OSBPの業務実施ガイドラインの整備に影響すると思われる文書や情報を、進展があり次第速やかにプロジェクトと共有する。

- ・ BURSとNCEはOSBPに関連する他の取り組みと本プロジェクトとの間で必要な連携を確保できるようイニシアティブをとる。
- ・ プロジェクトの延長是非については、2013年3月ごろに実施される予定の終了時評価においてその時点までの実績を踏まえ検討されることであり、まずは延長を前提とせず、2013年10月の当初のプロジェクト期間内で所期の目標を達成すべく関係者で取り組む。

(2) 上記提言・合意事項を踏まえ、PDM及びPOについて必要な箇所を修正する。